物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)11月分

N	lo.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
		令和3年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕		株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所	¥34,100,000	令和3年11月12日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	0

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたもので、定期調査の結果、ろ過池覆蓋用パッキンに著しい 劣化が見られたため、今回パッキンを取替え、ろ過池覆蓋の修繕を行うものである。

当該設備は、㈱前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作したものであり、 当該パッキンについても、3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、他社製品では適合せず当該業者のみが直接販売元である。

また、本修繕について他の業者が履行し、設備にオゾン気散等の障害が発生した場合、その原因が当該パッキンなのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり責任の所在が不明確になることから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせることができる唯一の業者は、当該パッキンの直接販売元である(㈱前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項 第 1 号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号 06-6815-2353)